



新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。認定経営革新等支援機関として、事業承継税制サポート業務を開始しました。取引先等でご検討中の方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけください。

## 重要情報

### 1. 事業承継税制の期間限定特例あらまし発表

国税庁は2018.4月に非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらましを公表しました。また、これに基づき弊所HPでも特集を掲載していますので是非ご覧ください。

### 2. 相続直前の現金引出を隠蔽と認定し重加算

2018.1.19東京地裁で、相続直前に被相続人名義の預金口座から5千万円余りを引き出して除外申告した納税者を「隠蔽」と認定し重加算を課す判決が下りました。納税者は控訴中です。

### 3. 仮想通貨不正送金被害の補償金の課税

預けていた仮想通貨を引き出せなくなった利用者が取引業者から日本円で受領した補償金等は賠償金等の非課税には当たらず、その時に譲渡したものとして課税対象となる旨、国税庁から公表されました。

## 元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



【ロシア：ザバイカリスク】最もシベリア寄り国境中国満洲里から、ロシア側国境ザバイカリスクまで10キロ足らずです。バスを使えば早いのですが、二日に一本の国際列車で越境しました。2017.9.2朝6時に出発しましたが、駅に降り立ったのは8時間後。ロシア側通関で別室送りにされてしまったのです。職務質問に始まり、渡航目的、このルートを使った理由、軍警察関係の親族の有無、北朝鮮の核についての日本国民の感情…、英語通訳を通じ2時間ほど尋問を受けましたが、担当した警察や軍人は威圧することなく常に紳士的でした。ここは紛れもなくヨーロッパでした。短い距離でしたが、中国最果てからのギャップに馴染むにはちょうど良い8時間だったのかもしれない。

## ☆事務所からの連絡☆

### ★源泉事務を委託されているお客さまへ

上半期の集計を行いますので、1～6月中支払分の給料・土業報酬等が決まりましたら事務所へご報告ください。

## 6月のイベント

- ・源泉所得税の上期半期集計
- ・個人住民税普通徴収 第1期納付
- ・申告所得税の予定納税通知

## 税金マメ知識

所得拡大税制改め、**賃上げ・設備投資促進税制**が2018.4月以降開始年度からスタートしました。従業員給与を増やしたら法人税を減免するという趣旨は同じですが、人材教育に積極的であれば控除を上乘せてもらえるいっぽうで設備投資に消極的であれば適用ができなくなります。具体的には前年給与の上昇額の最大25%が税額から引けますので積極的に適用していきたいものです。

中小企業者の要件は以下の通りです。

○賃金要件*1	当期支給額≥前期支給額×	101.5%	102.5%
○設備投資要件*2	当期取得額≥当期償却額×	90.0%	90.0%
○教育訓練要件	当期支出額≥前2期平均支出額×	-	110.0%
●税額控除*3	(当期支給額-前期支給額)×	15.0%	25.0%

\*1 前期首から継続して勤務する者の給与  
\*2 当期取得にはリース資産を含む  
\*3 当期税額の2割を限度

なお、新設法人や前期途中から採用を開始した法人は賃金要件が満たせません。

## 晩酌のじかん

平日禁酒を初めて、1か月ほど経ちました。炭酸水でもなんとかなるものですね。しかし最初のうちは読書などして有効に使えていた時間も、最近は早く家に帰れても早々に眠くなってきます。シラフだというだけで、元気ややる気が湧くという訳ではないようです。残念。飲んでいる時間睡眠に変わっただけヨシとします。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:[tax.akahane@ksk.red](mailto:tax.akahane@ksk.red)